

平成23年度中小企業庁委託事業

## 下請かけこみ寺相談概要

～中小企業の取引上のトラブルを未然に防ぐために～

平成23年11月

財団法人全国中小企業取引振興協会

下請かけこみ寺本部

# 目 次

1. 下請かけこみ寺事業概要	1
2. 相談実績概要	2
3. 相談事例	
(1) 下請代金支払遅延等防止法関係	
事例1 受入検査と返品	4
事例2 指示された部品の不具合の発生とやり直し	5
事例3 不当な値引き要求	6
事例4 瑕疵による支払いの留保	7
事例5 機械リースの強制	8
事例6 実験費用の負担	9
事例7 試作品の費用負担	10
事例8 金型の長期保管	11
(2) 一般取引関係	
事例9 納入後のクレーム	12
事例10 相手先から分割払いの要望があった場合の対応方法	13
事例11 納期遅延の場合の損害賠償の範囲	14
事例12 瑕疵の有無と修補請求	15
事例13 採算が取れない契約の見直し要求	16
事例14 継続的取引における取引中止の申し入れ	17
事例15 買主より突然の取引中止、商品の買取要求をしたい	18
事例16 契約どおり実行してくれない契約の解除要求	19
事例17 注文主より完成間近での取引中止の申し入れ	20
事例18 他社のホームページの写真・コンテンツの使用 (他社の写真・記事と著作権)	21
事例19 虚偽の事実を宣伝されて企業の信用を失墜した場合 (虚偽告知・流布)	22
事例20 自社の商品が無断で模倣・コピー (形態模倣・デッドコピー)	23
事例21 自社の秘密情報・重要情報をどのように守るか (秘密情報の保護)	24
4. 下請かけこみ寺一覧	25

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本相談事例は、下請かけこみ寺に相談があった事例を参考に、分かりやすく作成をしています。トラブルや疑問点の解決に向けて、皆様に分かりやすく理解していただくために、基本的な考え方や留意点を示しています。従って、法律の細かい解説は一部省略をしていますのでご了承ください。
2. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家にご相談するようにして下さい。
3. 下請かけこみ寺では、皆様方の債権回収代行はできませんが、債権回収や疑問点解決のための助言はさせていただいておりますので、遠慮無く相談して下さい。  
なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

---

※本冊子の相談事例部分は、委員会を設置して作成しています。

委員長 高橋善樹弁護士（太樹法律事務所）

委員 川村延彦弁護士（サンライズ法律事務所）

松村幸生弁護士（中田・松村法律事務所）

小西輝子弁護士（小西輝子法律事務所）

小林和則弁護士（フェアネス法律事務所）

## 1. 下請かけこみ寺事業概要

下請かけこみ寺事業は、中小企業庁が、中小企業者が抱える取引上の様々な悩みへの相談対応や調停（裁判外紛争解決（ADR）手続）による迅速なトラブル解決を行うことにより、下請取引の適正化の推進を図ることを目的として実施しているものです。

各都道府県の下請振興協会の協力のもと、「下請かけこみ寺」を全国計48箇所に設置しており、平成20年度の事業開始から平成23年上期までに延べ1万5千件を超える相談に応じ、約100件のADR手続に対応しました。

相談対応業務は、取引に関する相談（融資に関する相談を除く。）をしたい中小企業者が、下請かけこみ寺に電話をし、又は訪問して下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）や企業間取引問題等に知見を持つ相談員等（相談員、各都道府県下請振興協会職員等）に相談を行うことができる仕組みです。相談員等が必要と認める場合は、弁護士相談を行うことができます。相談員等及び弁護士への相談はいずれも無料で行うことができます。基本的には匿名での相談についても対応しています。

なお、相談内容が下請代金法に違反するおそれがあると認められる場合は、経済産業省への申告の取り次ぎを行っています。

ADR手続は、トラブルの解決を調停で行いたい中小企業者が申立により、下請かけこみ寺がトラブルの相手方へ調停手続参加の要請等を行い、調停人候補者名簿に登録した弁護士による調停を実施する仕組みです。

ADR手続は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第11号）に基づく手続であり、企業間の紛争について、裁判によらず、専門的な知識を有する第三者（弁護士）による調停によって、当事者双方が納得するまで話し合い、簡易迅速に解決を図るものです。裁判とは異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られるうえ、一般的に調停開始から約3ヶ月程度で手続が終了するメリットがあります。

## 2. 相談実績概要

平成22年度の相談実績概要及びADR手続の実施概要は次のとおりです。

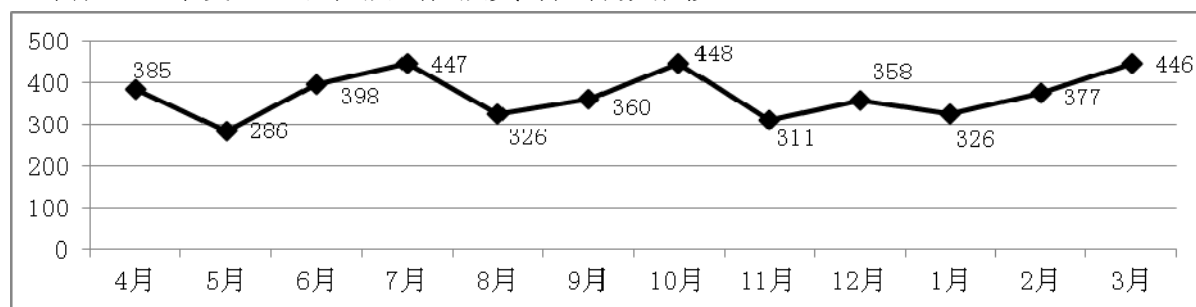
### (1) 相談件数

平成22年度に下請かけこみ寺が受けた相談件数(相談員等に対する相談)は、4,468件に上っています。また、下請かけこみ寺本部に登録された弁護士による弁護士無料相談は、646件実施しました。

#### 年度別相談(相談員等)件数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	3,836件	5,142件	4,468件

#### 平成22年度内月別相談(相談員等)件数推移

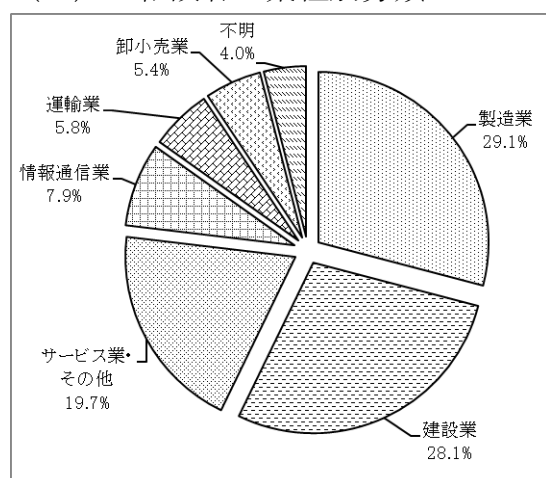


#### 年度別相談(弁護士)件数

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
件数	394件	879件	646件

※平成20年11月から事業開始

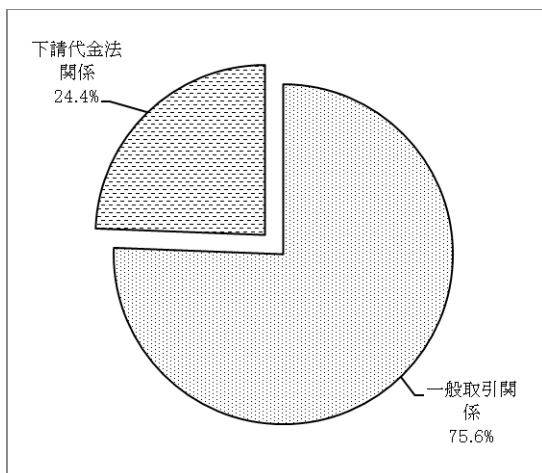
### (2) 相談者の業種別分類



相談者を業種別にみると「製造業」が最も多く、29.1%を占め、次いで「建設業」(28.1%)、「サービス業・その他」(19.7%)の順となっており、製造業と建設業で相談者全体の半数を占めています。

なお、匿名での相談も受け付けているため、4%については、不明となっています。

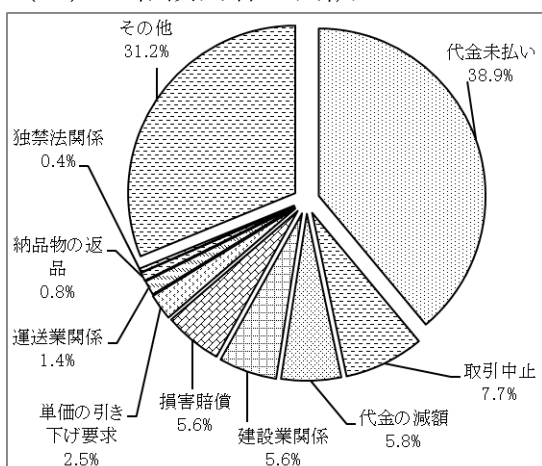
### (3) 相談者の取引形態別分類



相談者を取引形態別にみると、「一般取引関係」が75.6%で全体の4分の3を占め、「下請代金法関係」は24.4%となっています。

なお、下請代金法関係とは、下請代金法の規制対象となる資本金関係と取引類型（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両方が該当する取引形態のことをいいます。

### (4) 相談内容の内訳



相談内容を分類別にみると、「代金の未払い」が38.9%で最も多く全体の約4割を占めています。次いで、「取引中止」（7.7%）、「代金の減額」（5.8%）、「損害賠償」（5.6%）の順となっています。

代金未払いについては、発注先から支払が全くない、一部しか払わない、追加発注分が未払いなどの相談が多く、取引中止については、解約通知、発注停止、在庫の引取りなどの相談が多くなっています。また、代金の減額について

は、手数料の徴収、立替名目による差引などの相談が多く、損害賠償は、納品先での不具合、発注取り消しによる損害などの相談が多くなっています。

### (5) 裁判外紛争解決（ADR）手続

下請かけこみ寺本部の平成22年度のADR手続の実施概要は次のとおりです（平成23年3月31日現在）。

平成22年度中に下請かけこみ寺本部が受理したADR手続申立件数は26件です。このうち、22件が手続終了、4件が手続中となっています。

手続が終了したもののうち、8件は当事者間で「和解」が成立しています。

一方、当事者間での主張が食い違い、和解に至ることが難しいと判断されて「和解の見込なし」で終了したものは6件となっています。また、紛争の相手方がADR手続に参加することを拒否し「相手側不参加」により終了したものは8件となっています。

なお、手続中のものは4件で、うち、「調停中」が1件、「相手側への参加要請中」が3件となっています。

### 3. 相談事例

#### (1) 下請代金支払遅延等防止法関係

##### 事例1：受入検査と返品

###### 《相談内容》

A社（資本金1億円）は、B社（資本金100億円）から製品の部品の製造を受託しています。A社が製造する部品には、B社が全数受入検査を実施するものと、検査が省略されているものと2種類があります。

B社は、受入検査では発見できなかった部品の瑕疵について、納品から1年を経過しても返品してきます。また、受入検査を省略しているものについても同様に返品してきます。B社のこのような行為に対してどのように対応すればよいのでしょうか。

###### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下（1億円）であることから下請代金法の資本金基準（3億円基準）を満たしており、下請代金法が適用されます。

B社の行為が下請代金法の「返品の禁止」（法4条1項4号）に該当するかが問題となります。

返品することのできる期間は、B社が受け入れ検査を行っている場合、直ちに発見できない瑕疵について、その瑕疵が下請事業者には責任がある場合は受領後6か月以内であれば返品することができます。ただし、一般消費者に対して品質保証期間を定めている場合は、その保証期間に応じて最長1年以内の返品が許されます。

B社がたとえ一般消費者に対して1年を超える品質保証期間を定めていたとしても、最長1年しか返品は認められないので、いずれにしても下請代金法の「返品禁止」（法4条1項4号）に違反します。

次に、受入検査を省略した部品については、受入検査を放棄したとみなされ、返品は許されません。このため、受入検査を省略した部品については、いかなる返品も許されません。従って、この点においてもB社は下請代金法の「返品禁止」に違反することになります。

B社に対し、このような行為は、下請代金法に違反することになるので、見直してもらおうよう交渉してはいかがでしょうか。

###### 《原因・留意点》

A社としては、まず、B社に対して下請代金法上許されない返品であることを告げることが考えられます。しかし、直接交渉することが難しい場合や交渉に応じてもらえない場合には、下請かけこみ寺に相談して下さい。

## 事例2：指示された部品の不具合の発生とやり直し

### 《相談内容》

A社（資本金3,000万円）は、B社（資本金3億円超）から製造機械に組み込まれる部品を製作し、既製の金具に取り付けて納品する仕事を受注しました。金具はB社の指示したものを使用していましたが、納品したものの金具部分に亀裂が発生しました。

このため納品した製品のやり直しと、さらにB社が修理にかかった費用の半額の負担をA社に求めています。

B社との取引には契約書はなく、今回の発注も注文書と設計図や仕様書を示されただけです。B社との話し合いで注意すべき点を教えてください。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下（3,000万円）であるため、下請代金法の資本金基準（3億円基準）を満たしており、下請代金法が適用されます。

納品した製品のやり直しをA社に求めている点について、下請代金法では、下請事業者の責めに帰すべき事由がないのにやり直しをさせることを禁止しています（下請代金法の「不当なやり直しの禁止」（法4条2項4号））。

本事例では、金具部分の亀裂がA社の責めに帰すべき理由があるかどうかポイントとなります。B社が指定した金具自体に不具合があったのか、取り付け方に問題があったのかが問題です。

本件では、B社に指示された金具が原因と思われるので、A社としては、まず、B社に対して亀裂の原因に関する根拠を示す資料等を提示するよう求めるべきです。その上で、第三者に原因を分析してもらうことが重要です。

B社が指定した金具自体に不具合があった場合は、B社は下請代金法の「不当なやり直しの禁止」に違反するおそれがあります。さらに、A社に修理にかかった費用を負担させることはできません。

### 《原因・留意点》

本事例のように、発注者から指定された部品の不具合が製品の不具合をもたらす場合もあるので、仕様書の内容、原材料の指定の有無等を明確にするため契約書を取り交わす必要があります。

また、納品した物に瑕疵等が発見された場合、まず、原因と責任を見極めることが大切です。仕様・作業内容・指示内容等に照らして異常・瑕疵があるのか、それは誰の責任なのかをしっかりと確定することが重要です。

原因如何によっては、下請かけこみ寺に相談して下さい。

### 事例3：不当な値引き要求

#### 《相談内容》

A社は（資本金1,000万円）、コンピュータシステムのメンテナンス等を行っていますが、同業者であるB社（資本金3億円超）から受注したソフトウェアの設計の作業費用約500万円が未収となっています。

B社からの値引き要求に対して、A社が断ったことから、下請代金を支払わないといっています。なお、発注書面はなく、代金は見積書を提出して口頭による合意で決定されています。A社として、どのように対応すればよいのでしょうか。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「情報成果物作成委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金3億円以下（1,000万円）であるため、下請代金法の資本金基準（3億円基準）を満たしており、下請代金法が適用されます。

B社の行為は、発注を行った際、交付すべき発注書面がないことから、下請代金法の「書面の交付義務」（法3条）違反であるとともに、注文してからA社の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず代金の値引を要請し、A社が断ったことを理由に未だ代金を支払っていないことから、下請代金法の「支払遅延」（法4条1項2号）に違反するおそれがあります。

もし、B社がこのまま一方的に値引きして下請代金を支払った場合は、下請代金法の「減額の禁止」（法4条1項3号）にも触れることとなります。

B社に、下請代金の未払は、下請代金法に違反するおそれがあることを伝え、代金支払の交渉をしてはいかがでしょうか。

#### 《原因・留意点》

B社が下請代金法を遵守せず、発注書面を交付しない点が本件の根本原因です。A社としては、B社に対して発注書面の交付を申し出ることが必要です。

しかし、それでもB社が発注書面を交付しない場合は、下請かけこみ寺に相談してください。

A社としては、後に発注内容を明らかにするため、念のため発注書面に代わる仕様書や納期、代金、支払期日等が記載されている書面、メール、ファックス等のやり取りを証拠化して残しておく必要があります。

## 事例 4 : 瑕疵による支払いの留保

### 《相談内容》

A社(資本金2億円)は、B社(資本金10億円)から製品の部品の製造を委託され納品しましたが、B社が先月組み立てた製品の一部に瑕疵が見つかったため、現在、原因を調査中であるとして、下請代金の支払を留保されています。当該製品の部品数は数百もあり、原因がはっきりするまで何ヶ月も下請代金の支払いを留保されることは、下請代金法上問題ではないのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下(2億円)であるため、下請代金法の資本金基準(3億円基準)を満たしており、下請代金法が適用されます。

B社は、数百ある部品の一部に瑕疵があったことを理由に、A社に対する下請代金の支払いを留保していますが、A社が納品した部品に瑕疵があったか否かが判明していない以上、支払いを留保する正当な根拠は認められないと考えられます。

したがって、当初定めた支払期日を過ぎて、なお、B社が下請代金を支払わなかった場合は、下請代金法の「支払遅延」(法4条1項2号)に違反するおそれがあります。

さらに、原因が不明のまま、下請代金の全部または一部を差し引くと下請代金法の「減額」(法4条1項3号)に該当するおそれがあります。

### 《原因・留意点》

まず、B社に対し、下請代金の支払遅延は下請代金法に違反することを認識させることが大切です。

また、納品した部品の不具合については、具体的な原因を示す資料等を求めるようにしましょう。もし、B社の担当者が下請代金法違反であることを認識しながら、支払いを留保しているのであれば、再度下請かけこみ寺に相談して下さい。

## 事例5：機械リースの強制

### 《相談内容》

A社（資本金1,000万円）は、B社（資本金1億円）の製品の部品の製造を受託していますが、新製品の部品の発注を受けるに当たり、B社の子会社から製造機械のリースを受けるよう指示されました。

新製品の製造は、A社が保有する既存の機械に若干手を加えれば、製造可能であることは、B社の担当者も認めています。リースを受けないと新規の発注を受けられなくなるだけでなく、従来の発注も受けられなくなるかも知れないことから、受けざるを得ないとは思っていますが、何かよい方法はないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「製造委託」に該当し、B社の資本金は1,000万円を超え、A社の資本金は1,000万円以下（1,000万円）であることから、下請代金法の資本金基準（1,000万円）を満たしており、下請代金法が適用されます。

本件は下請代金法の「購入利用強制の禁止」（法4条1項6号）に該当するかどうか問題になります。

利用強制とは、事実上下請事業者が利用を余儀なくされたか否かによって判断されます。この点、A社は、仮に、断れば、新製品の部品だけでなく、従来の部品の発注を失うかも知れないという状況にあるわけですから、実質的に選択の余地はなくリースを受けることを余儀なくされていると考えることができ、B社の行為は、下請代金法の「購入利用強制の禁止」に該当するおそれがあります。

B社に対し、このような行為は、下請代金法に違反することになるので、見直してもらおうよう交渉してはいかがでしょうか。

### 《原因・留意点》

まず、B社に対し、下請代金法違反であることを認識させることが必要です。もし、B社の担当者が下請代金法違反であることを認識しながら、子会社からのリースを求めてくるようであれば、再度下請かけこみ寺に相談して下さい。

## 事例6：実験費用の負担

### 《相談内容》

A社（資本金2億円）は、B社（資本金10億円）からの発注に応じて真空装置の試作と量産を行っています。

試作品の発注を受ける前に、B社の要望により、類似した実験を行うことがあります。その実験の結果が良ければ試作品の発注となりますが、発注前に実験経費のいくらかでも取引先に負担してもらうことはできないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引（試作品の発注）は「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下（2億円）であることから、下請代金法の資本金基準（3億円）を満たしており、下請代金法が適用されます。

本事例では、試作品の発注を受ける前の実験段階ですが、試作品の発注に関しては、コンペなどのように、最もよい提案を行った事業者と契約を締結することを前提に費用負担を明示した上で行う場合とは異なり、試作品の発注等を前提として、親事業者が自己のために発注前の実験を無償で行わせることは、下請代金法の「不当な経済上の利益提供の禁止」（法4条2項3号）に該当するおそれがあります。

最も良い方法は、B社と契約を結び、実験に要した費用の扱いを明らかにすることですが、それが難しい場合、次善の策として、これ以上継続すると費用がかさむ、あるいはリスクが急増するという段階で、B社に対し、正式な発注を行ってもらうよう申し出ることなどが考えられます。

### 《原因・留意点》

まずは、親事業者から試作品のための実験を求められた場合、実験に要した費用の扱いだけでなく、実験の結果、特許出願等を行うような成果が現れた場合の権利関係の処理等を交渉により取り決めておくことが重要であることはいうまでもありません。

すぐに交渉がまとまらない場合は、親事業者の求めにより行っていることを示す証拠や記録を残す（例えば、内容確認のFAXを先方に送信し、その結果を記録として保存するなど）ことが重要です。

さらに、直接交渉することが難しい場合や交渉に応じてもらえない場合には、再度下請かけこみ寺に相談して下さい。

## 事例7：試作品の費用負担

### 《相談内容》

A社（資本金2億円）は、B社（資本金15億円）から製品の部品の製造委託を受けていますが、商品化を予定した製品の試作品の製作を依頼されました。当社は苦心の末、試作品を納品しましたが、その部品の製造は他社に委託され、結局試作品の費用も支払ってもらえませんでした。

B社のこのような行為は下請代金法に違反しないのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下（2億円）であることから、下請代金法の資本金基準（3億円）を満たしており、下請代金法が適用されます。

本事例では、A社が試作品を納品したにもかかわらず、その代金を支払ってもらっておらず、下請代金法の「支払遅延」（法4条1項2号）となっていると考えられます。また、A社は、無償で試作品を作らされたことになるので、「不当な経済上の利益提供」（下請代金法4条2項3号）に該当するおそれもあります。

B社に対し、このような行為は、下請代金法に違反することになるので、見直してもらおうよう交渉してはいかがでしょうか。

### 《原因・留意点》

本事例では、B社から発注書面が交付されていないと考えられますが、このような発注を受ける際には発注書面の交付を求めましょう。

また、本事例のように発注書面が交付されず、実際にどのような条件で依頼を受けたのかが明らかでないときには、発注書面に代わる仕様書や納期、代金等が記載されている書面やメールやファックスのやり取りを整理しておく必要があります。

その上で、A社のノウハウや試作品が不正にB社によって奪われていることから、A社は、B社に対し、これらについて損害賠償を請求することが考えられます。

さらに、試作品製作に使用された情報について、製造委託契約等において秘密保持義務等が課されている場合や、同情報が秘密として管理されている場合には、B社の行為は、契約上の秘密保持義務違反や、不正競争防止法上の「営業秘密」に対する不正な侵害として、差止請求や損害賠償請求の対象になる場合があると考えられます。

必要に応じて、下請かけこみ寺で実施している弁護士相談を利用してみてはいかがでしょうか。

## 事例 8 : 金型の長期保管

### 《相談内容》

A社（資本金1億円）は、B社（資本金100億円）から継続して製品の部品の製造委託を受けていますが、現在製造中の金型はもちろん、生産を中止した製品の部品の金型を数年以上にわたり、ずっと保管し続けています。これらの金型の所有権はほとんどがB社です。

大きな金型については、自社の倉庫では入りきらず、別途倉庫を借りており、その倉庫費用の負担が重くのしかかっています。

B社に処分するか、引き取るよう求めても、もう少しと言われ、現在に至っています。どうすればよいのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社とB社の取引は、「製造委託」に該当し、B社の資本金は3億円を超え、A社の資本金は3億円以下（1億円）であることから、下請代金法の資本金基準（3億円）を満たしており、下請代金法が適用されます。

本件相談事例では、ほとんどの金型の所有権は親事業者にあるということですが、金型の保管とその費用負担について、どのような取り決めがなされているかについて、契約書等で確認する必要があります。

まず、現在製造中のものは、下請事業者が使用し続けているわけですから、下請事業者が占有することは当然として、生産中止後の製品の金型については、親事業者B社が所有権を有する金型の長期保管を下請事業者A社に対して無償で強いているとすれば、下請代金法の「不当な経済上の利益の提供要請の禁止」（法4条2項3号）に該当するおそれがあります。

金型を引き取ってもらえないのであれば、その保管費用の負担について交渉をしてみたいかがでしょうか。

### 《原因・留意点》

生産を中止した金型の保管については、親事業者と下請事業者との間で事前に協議の上、金型の保管費用の負担について契約書等に記載しておくことが重要です。この場合、金型の所有権の帰属も関係してきます。親事業者に所有権があるという場合、生産中止後、下請事業者の費用負担で下請事業者に保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止に触れるおそれがあります。金型の所有権が下請事業者にあるという場合であっても、生産中止の補給品のために下請事業者に保管させることは問題があります。補給品の単価の決定において、金型の保管費用を考慮していればともかく、そうでなければ、やはり親事業者のために保管させていることには違いないのですから、その保管費用を一定限度親事業者が負担する取り決めをしておくことが重要です。そうした交渉段階においても、下請かけこみ寺に相談して下さい。

## (2) 一般取引関係

### 相談事例9：納入後のクレーム

#### 《相談事例》

LED照明器具部品等の製造・販売をするA社は、輸送用機械器具販売をするB社と平成20年に取引基本契約書を締結のうえ、LED照明の電子部品を製造して販売することになり、現在まで7000台を納入しました。

最近、約1年前に販売・納入済の部品30台につき、B社から機能障害が生じたとのクレームがあったので、A社としてはその後改良された新しい部品と交換することを申し出たところ、B社は従前納品済の商品全量を回収のうえ新部品との交換と併せてB社の被った損害額の請求をするとの主張がありました。

A社は、その要求に応ずる義務があるでしょうか。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

商人間の売買においては、商法は買主の検査や瑕疵通知義務につき民法の特則を定めています(商法526条)。それによれば、買主であるB社としては、検査により売買の目的物に瑕疵があることや、目的物に数量不足があることを発見したら、「直ちに」売主であるA社に対し、その旨の通知を発しなければならないとされており、その通知をしないと契約の解除や代金減額、または損害賠償の請求が制限されています。

そこで、A・B間で締結されている「取引基本契約書」やその後契約履行過程でやり取りされた書面(覚書やメモの類やファクスやメールなど一切)を改めてチェックし、A社として商法の前記規定による反論の可否を吟味することが大切です。とりわけ本件売買の目的物である電子部品(商品)に関して買主B社の商品検査及び瑕疵通知義務がどのように約定されているかがポイントです。

#### 《原因・留意点》

売却して納品した商品につき、その後改良がされて新しい商品となっているようですが、A・B間の契約で商品改良がされた場合の交換などにつきどのように約定されているかもチェックする項目となります。契約書の内容をどのように定めるかの事前の準備が大切です。契約書を作成するにあたっては自社に不利益な点をできるだけ解消するように、「下請かけこみ寺」の弁護士無料相談を利用するなどの専門家の助言やアドバイスを得られることをおすすめします。

なお、A・B間の契約内容によっては、部品の設計や製造に瑕疵があると、A社が契約上の債務不履行として前記商法526条の範囲を超えて責任を生じるおそれもあります。契約締結段階の事前チェックが重要ですので注意して下さい。

## 事例10：相手先から分割払いの要望があった場合の対応方法

### 《相談事例》

A社は、B社から、プリント基板の製造を継続的に受託していましたが、未払の売掛金が累積して合計100万円を超えてしまいました。相手先B社は、資金の余裕がなく、1回で支払うことはできないとのことで、月5万円ずつの分割払いを希望しています。

これでは売掛金の完済まで1年以上の期間が掛かってしまいますが、売掛金の回収を保全する何かいい方法はありませんか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

請求通り売掛金を支払う必要があることは認めているものの、B社に資金がない場合には、実際には、支払いを延期したり、分割払いにしたりするケースが多いと思います。

しかし、単に期限を延期したり、分割払いにしたりするだけでは、B社が約束通り支払ってくれない場合に困ります。そのような場合に備え、公正証書を作っておく方法があります。

公正証書は、公証人役場にいる公証人に作ってもらうものですが、この公正証書に強制執行認諾文言を付けてもらうとより良いでしょう。強制執行認諾文言とは、約束通り売掛金が支払えない場合に、債務者である相手先（B社）が直ぐに強制執行（相手の財産を強制的に換価して回収することです）に服する旨の陳述のことをいいます。

つまり、強制執行認諾文言付き公正証書を作っておくと、相手先が約束通り期限に支払ってくれない場合や分割金を支払ってくれない場合には、裁判所の判決がなくても、強制執行、つまり相手先が所有している不動産を差し押さえて競売したり、相手方が有している売掛金や預金等を差し押さえたりして強制的にその支払いを受けることができます。

強制執行認諾文言付きの公正証書を作るためには、最寄りの公証人役場に、原則として、債権者であるA社と債務者であるB社の双方が出頭することになります。公正証書の作成費用も掛かりますので、詳しくは最寄りの公証人役場にお問い合わせ下さい。

なお、分割払いの交渉がうまくいかないときには、下請かけこみ寺で行っている裁判外の紛争解決手続（ADR）を活用することもできます。

### 《原因・留意点》

相手先からの支払をより確実にするためには、公正証書を作成し、この公正証書に強制執行認諾文言というのを付けてもらうとよいでしょう。但し、公正証書を作成すること、またこの公正証書に強制執行認諾文言を付けることには相手先の承諾が必要なので、相手先が支払を約束しても、公正証書の作成を嫌がる場合には困難でしょう。

## 事例 1 1 : 納期遅延の場合の損害賠償の範囲

### 《相談事例》

A社は、ゴルフ練習場の鉄塔補修工事を元請のB社から1000万円で請け負いました。工事完了が4日遅れたところ、発注者であるゴルフ練習場を運営するC社から、工事遅れの損害の他に、1週間分の損害を加算した請求があったとして元請B社から支払代金は600万円に減額すると言われました。A社としては、減額に応じなければならないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社の4日間の工事遅れ（納期遅延）が、専らA社の責任の範囲内の理由によるものである場合、それによって元請B社が発注者C社への納期遅延を生じることになったとすれば、B社のC社に対する債務不履行（履行遅滞）に基づく損害賠償責任に応じて、C社の主張する損害額につきA社もB社に対して負担することになります。

「損害賠償の範囲」が問題とされますので、C社の主張している損害の内訳を吟味する必要があります。損害賠償をする範囲については、相当因果関係にある「通常生ずべき損害」は賠償責任の対象であり、「特別の事情によって生じた損害」についても、その特定の事情について当事者が予見していたときや知らなかったことに過失がある場合には賠償すべきとされます（民法416条）。ただし、例えば、天災地変（予期できない地震や、台風等の自然災害）の発生等、その他A社の責に帰すべからざる事由により「工事遅れ」（納期遅延）が生じた場合は、A社の債務不履行（履行遅滞）の責任は否定されると解されます。

### 《原因・留意点》

発注者C社に生じた損害が、「通常生ずべき損害」と解される程度の内容であれば、B社のC社に対する「納期遅延」の履行遅滞に応じてA社も相応の賠償責任があります。また、C社がゴルフ練習場のオープン時期を想定し、その際のセレモニーの諸準備をして元請に「納期厳守」を申し入れていたような場合には、BC間の工期履行の約束は「定期行為」とも解されます。この場合はC社の被った特別損害についても賠償の対象となります。

「損害賠償の範囲」は、契約内容、損害の程度、寄与度合い等により判定が難しい部分があります。「下請かけこみ寺」での弁護士相談などを利用して、通常損害や特別損害のどれに該るかにつきチェックをしてもらい、減額を主張されている額の可否を判断されると良いでしょう。

## 事例 12 : 瑕疵の有無と修補請求

### 《相談事例》

個人事業者Aは、ソフト開発事業会社B社から200万円でソフト開発の注文を受け契約書を交わしました。契約書はB社に渡してありますが、同社から印鑑を押して返送してくれませんでした。前金100万円を受領したので、ソフトを完成して納品しました。

ソフトに瑕疵ありとして全面やり直しとなり、再納品しましたが、更に追加の再手直しの指示があり残金が払われません。

どうしたら良いのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

注文を受けたソフトに「瑕疵」がある場合とは、「通常もしくは契約上予定した性質を有しない」場合をいいます。

A B間の当初の「契約」で当該ソフトをどのように製作すると合意したかは、契約内容や発注書、仕様書などや契約過程でのB社の指示内容などにより決定されます。

ソフトに「瑕疵」があったのか客観的に吟味するには、契約内容やB社の指示内容のチェックが必要です。「契約書」の1通の返還を求め（なお、契約書の返送がなくても契約それ自体は有効に成立しています）、B社からの仕様書や作業指示書面（ファックスやメールによるものでも十分です）の内容などから「全面やり直し」や「追加の手直し」の要否を改めてチェックして下さい。

### 《原因・留意点》

製作したソフトにAの責任に基づく「瑕疵」があれば、B社からの「瑕疵修補」の請求に応じざるを得ません。取引上のトラブル防止は当初の契約条件、指示内容だけではなく、途中の連絡、交渉経緯（仕様の変更などの有無）に関する内容も大切です。

どのような約束（条件）であったか「証拠」が大切となります。

将来の紛争をできるだけ避けるためにも、「口頭」でのやり取りは止めて、重要と思われる点は必ず書面（ファックスでもメールでも）で確認しておくようにしましょう。

### 事例 13 : 採算が取れない契約の見直し要求

#### 《相談事例》

AはB運送会社より、貨物運送を請負っています。

A B間の契約書では、Aは自動車を所有して運送することになっています。Aは自動車を購入する資金がないので、Bより借りて行っています。

Bは毎月Aの請負代金より車のレンタル料、自動車保険料、その他の経費を差し引き、翌月10日に払ってくれる約束ですが、差し引かれるレンタル料、保険料（手数料も加算されています）が一般より高額と思われる。契約の見直しを申し入れたいのですが。

#### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

AはB運送会社と貨物運送を請負い、仕事をしているが、請負代金から差し引かれる諸々の経費が高すぎるので契約の変更を行いたいというものです。

本来、契約は当事者間で内容を自由に決められます（契約自由の原則）。しかし、一度合意により契約が成立すると、当事者は契約内容に拘束されます。

もっとも、契約内容が法律に反する内容、公序良俗に反する内容、著しく不公正な内容であったりすると、契約が無効と判断されることもあります。

差し引かれる経費が高すぎるという理由だけでは、無効の主張は難しいでしょう。

車のレンタル料が高額であるなら、業者から中古を割賦で購入する費用と比較してみる、保険料は手数料のかからないものに変更するなどの方法を考え、他との比較資料、収支計算書などの資料を示して、契約内容の見直しをB社に申し入れて話し合ってみたらよいと思います。

#### 《原因・留意点》

契約締結前に、十分契約内容を検討するとともに、売上予測を立て、採算がとれるか検討します。契約内容については、相手より十分説明を受け、不明なところは質問します。請負代金から差し引かれる車両のレンタル料、保険料については、事前に外のレンタル業者、保険会社にあたって比較してみます。

売上予測は難しいですが、相手に聞く、相手と契約している他の当事者に聞いてみます。十分検討を行い納得した上で契約を締結しましょう。

継続的契約の契約書には、一定期間経過後の契約見直し条項を入れることも必要でしょう。

## 事例 14：継続的取引における取引中止の申し入れ

### 《相談事例》

洋菓子製造と販売を業とするA社は、運送業者B社と3年程前から納品先洋菓子店5軒に洋菓子を毎日配送する業務を「口頭」で約束し、B社は自己の冷凍車を使って配達をしていました。これまでAB間に格別のトラブルもありませんでしたが、2日前にB社が突然、予告もなく運送中止を申し入れて来ました。A社としてはどうしたら良いでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

AB間の約束は「口頭」であり、運送契約の内容に関する「契約書」が取り交わされていませんが、3年間ほぼ毎日、洋菓子(生もの)を固定している納品先に配送されている状況からは、継続的な運送契約が口頭で成立し、このような場合、B社は期限の定めのない継続的契約に基づき運送を継続して行う債務を負っていると解されます。

本件のように運送の対象物が「生もの」であり、急な取引の中止がA社に不当な損害を与えることが運送形態等に照らすと明確である場合には、B社は取引を中止するにあたっては、やむを得ない事由がない限り、契約の趣旨に照らし信義則上一定の予告期間を設けて解約すべき義務があると考えられます。

突然の予告なしになされたB社の取引中止申し入れに対しては、A社としてはB社の解約の不当性を主張し、取引が継続されない場合にはA社の被る損害の賠償を請求してはいかがでしょうか。

### 《原因・留意点》

「口頭」合意でも契約は成立しますが、未然に紛争を防止したり損害が拡大しないようにするためには、契約当初から基本的な契約条件は必ず書面で明確に取り決めておくべきです。

本件のように継続的な取引を予定するときは、不測の場合を想定して「損害額の予定」(民法420条)の条項も規定しておくなど工夫しておくのが相当です。自社にとって継続的な取引にあたって留意すべき点は何かなどを、「下請かけこみ寺」の弁護士相談などを利用して準備しておくのが良いでしょう。

## 事例15：買主より突然の取引中止、商品の買取要求をしたい

### 《相談事例》

A（コンピューターとそのソフト開発業）はB（教材、製作販売）との間で、Bが3年以内にパソコン5,000台以上注文することの基本契約を締結し、実際に発注がある都度個別契約を結び、2年間で3,000台納品しました。

しかし、3年目に入り全く注文がなくなり、Bより取引中止の通知がきました。

3年間で5,000台以上売買する約束ですから、残りの2,000台を買取って欲しいのですが。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

AとBとの間で3年以内に5,000台を納品するという基本契約が契約書に明記されているならば、Bは5,000台の発注義務があります。2,000台の買取請求、又は取引中止によるAの2,000台売れたときの得べかりし利益（逸失利益）を損害として、Bに対して賠償を請求できます。

しかし、5,000台発注・納品する記載がなかったり、売買の必要な条件については個別に契約して行う旨の約定があったりしますと、5,000台の売買が単なる努力目標にすぎないと判断されることもあります。

買取請求ができるか、損害賠償請求ができるか難しい判断が要求されます。契約書などの資料を用意し、弁護士に相談されることをおすすめします。

### 《原因・留意点》

契約書作成に当たっては、一方の当事者が中途解約をした場合に、相手方に損害を補填する趣旨の条項を設けることが必要です。

しかし、どんなに立派な契約書を作り調印しても、相手が取引の当事者として信用できないと契約内容の実行は難しくなります。

御社にとって影響が大きい取引の場合は、相手方の事業の状況等について把握した上で契約するかどうかを判断しましょう。

## 事例16：契約どおり実行してくれない契約の解除要求

### 《相談事例》

A社はネットショップで〇〇〇の販売をしています。B社はネット売上げ上位ランキングを目途とするサービスを提供する業者です。

契約内容は、利用料1ヶ月15,750円、期間1年間、更新しない場合は書面で申し出なければならないというものです。口頭で3週間～2ヶ月で上位10社くらいになるといわれました。

しかし、効果は全くなく、サービスを提供していないとも思えます。解約したいのですが、B社の会社の実態はわかりません。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

B社はA社に対し、ネット売上げ上位ランキングを目途とする債務を負っています。口約束も契約の内容になります（争いになりますと、言った言わないの対立が生じますので、細目も書面にした方が良いでしょう）。

本件は契約書に、「更新しない場合は書面で申し出なければならない」とあるだけで、中途解約条項はなさそうです。これはA社が解約権を放棄したとみられることもありますが、これが不合理な事情があれば解約が認められます。

B社はどのような仕事をしているのか、具体的な業務内容を聞くなどして調査してみたらよいでしょう。

B社が、何もしていないのであればB社の債務不履行を理由に契約を解除し、残金支払をストップします。

少なくとも登記簿謄本を申請し、所在地をたずねるなどB社の実態を調査して下さい。

### 《原因・留意点》

このような役務提供を内容とする契約は、役務提供者の役務について、どのような内容の役務提供か、支払いは何の対価か、など具体的に契約書に記載することが必要です（債務不履行責任を追求できます）。

特に契約期間のある契約は、中途解約条項も必要です。

これら納得した上で契約をしますが、締結前に、契約書を専門家に見てもらうこともよいと思います。

B社の実態がわからないとのことですが、契約締結前に、B社の登記簿謄本を申請したり、B社を訪問したりして事前調査も重要です。

## 事例 17 : 注文主より完成間近での取引中止の申し入れ

### 《相談事例》

Aはアニメーションの制作を行っています。

B社（建築設計）より、平成〇年9月1日に建築関係の企画作成のうち、フラッシュアニメーションの制作を金20万円、納期10月3日で請負いました。打合せを行い、9月28日に完成イメージを示し、OKをもらいました。10月1日夕方「イメージがあわない、取引中止、代金5万円を支払う」といってきました。完成間近で中止され、代金5万円というのは納得できません。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

契約の解除ができる場合については、契約書や民法等の法律で決まっています。

また、契約の解除ができる場合には、請負者はこれまでに要した費用について、発注者に損害賠償を求めることができます。

すなわち、Aは、仕事を進行し、完成間近（納期日の2日前）で取引中止（契約解除）になったら、これまでに費やした手間賃、材料費等が発生しています。

これらを計算して損害賠償請求したらよいでしょう。

その際、B社が示している代金5万円が妥当なのかも検討して下さい。

損害賠償請求は、書面であることが適当であり、できたら内容証明郵便がよいでしょう。

### 《原因・留意》

損害については、請負者が、損害項目、損害額を主張し、立証することになります。

そのためには、製作に要した費用、たとえば、材料費、手間賃、行程表など作業実績のわかる資料を日ごろから作成しておくことが肝要です。

支出に関しては、領収証などをきちんと保管しておくことも必要です。

当たり前のことですが、契約を締結するにあたり、契約相手が信用できる相手か、調査しておくことも重要です。

## 事例18：他社のホームページの写真・コンテンツの使用（他社の写真・記事と著作権）

### 《相談内容》

A社は自社のホームページで、自社商品の製作現場での様子を効果的なイメージで示すために、実際に製作作業を行っている下請のB社ホームページに載っていたB社での作業工程中の写真や品質管理のデータや工程図を、何点かダウンロードして使用しました。B社は、下請先だし、写真もデータもホームページで一般に公開しているのです、このような写真やデータの使用に問題はないと考えてよいのでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

インターネットの写真や文章は、「著作物」として、「著作権」の対象とすることがあります。インターネットで世間に広く公開されているからといって、そのコンテンツである写真や資料を自由に使っていいことにはなりません。もしその写真等が著作物であり著作権の対象となれば、勝手にその写真をコピーしたり利用したりすることは著作権法の違反となります。

著作権の対象となる著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（法2条）」と定義されています。

例としては小説・講演・論文、地図、学術的な図面写真・コンピューター・プログラムなどがありますがこれに限りません。著作物となるためには（1）思想又は感情の表現であること＝人間の思想や感情を伴わない単なる事実やデータは著作物ではありません。（2）創作性があること＝創作が加わっていない、ありふれた表現には創作性がないとされます。（3）表現したものであること＝なんらかの形で表現化されていなければなりません。

本件の場合、写真は撮影者のアングルの設定やポイントの選択と照明等によって異なってくる作品ですので著作物にあたる可能性が高いといえます。製品のデータや工程図については、これら人の思想や感情とは別ですので単なる事実の記載であって著作物にならない可能性もあります。

しかし「著作物」かどうかについては微妙な判断であり、具体的な内容や態様によって慎重に確定される問題でもありますので注意を要します。本件の場合であれば下請先に事前に承諾を得ておくことが大切です。

### 《原因・留意点》

一般に公開されているから、また下請先だから、勝手に他社のホームページの写真や記事を使ってもよいということになりません。著作権に注意し、他社のホームページ等の写真の使用については慎重を期す必要があります。利用の際にはサイトの管理人等に相談して、事前に利用の同意を得ておきましょう。

## 事例19：虚偽の事実を宣伝されて企業の信用を失墜した場合（虚偽告知・流布）

### 《相談内容》

電気工事会社A社は、同業者B社から依頼を受けて、B社が請け負った発注者C社の自社ビルの電気設備工事の一部をおこないません。しかし、B社の不手際で工事に不備・不具合が発生しました。しかし、B社は、C社に対して、本件不具合は、A社がB社の指示に従わず、しかもA社の技術不足のために生じたと報告していたことが判明しました。A社は信用を失いC社から今後の取引の拒絶を宣告されました。このような虚偽の事実を発注者に告知したことに對して何か責任の追及はできないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

B社によって、虚偽の事実を取引先に通告されてA社の信用が失われてしまった被害をどのように回復するかが問題となります。

A社とB社はもともと同業ということで、競争関係にあります。競争といえども公正＝フェアにおこなわれなくてはなりません。このような虚偽の告知の場合に、不正競争防止法は第2条第1項第14号で「競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為」（信用毀損行為）を禁止しています。

他社商品の製品の品質が悪いなどと来店した顧客に虚偽の事実を告げたり、他社の商品を「模倣品である」と中傷したり、また「会社が倒産した」などと流布したものがこれにあたります。不正競争防止法の「信用毀損行為」にあてれば、そのようなB社の行為が依然として続くようであれば、これを差し止めたり、損害賠償を請求したり、新聞等に謝罪広告を出させるという請求をすることが可能となります。

もちろんあらゆる場合にこのような請求が可能なのではなく、「虚偽の事実」とは、前記の例のとおり、真実に反する具体的事実をいいます。例えば、一般論として「B社の方が社員の熱意がある」「A社のような業態はこれからの世の中厳しい」など主観的な見解、批評をすることは法のいう「虚偽の事実」には該当しません。

また、請求をする側の方、本件で言えばAの方で、相手方、本件のBが告知したり広めたりしたことが「虚偽の事実」であることを証明することが必要です。

### 《原因・留意点》

「虚偽の事実」であることの証明は容易とはいえない場合も多くあります。「不具合の原因」というような問題になりますと、双方の主張が対立して判然としない場合も出てきます。日頃の作業工程の記録や相手方からの指示の書面、メールのやりとりなど些細などもきちんと保存することです。また当事者間の連絡もメール・ファックス等によって口頭だけで、「言った、言わない」という問題にならないよう、記録化することを心掛けることで証明手段を残すことを意識することも必要です。

## 事例20：自社の商品を無断で模倣・コピー（形態模倣・デッドコピー）

### 《相談内容》

ブラシ製造・販売業者A社は、アタッチメントを取り替えて幼児から高齢者まで諸種の髪質、髪形に対応できる特殊ブラシ「万能ブラシ」を製造・販売しました。同社の社員だったBは、このブラシの図面・製造データをコピーし、自ら、この特殊ブラシと形状、色、材質、アタッチメントの内容と数も全く同じである商品を「万能対応ブラッシング」として発売しました。A社は、このブラシに対して、意匠等の登録は一切おこなっていません。何かBに対して請求できないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

本件ブラシについて意匠登録をしていれば、A社は、その効果として意匠法という法律に基づいて、Bに対してコピー商品を排除したり、損害賠償を請求したりすることができます。本件の場合、何らの登録もしていなかった場合ですのでこれできません。

このような場合、まず、その商品の形が、Aの商品であるとして、消費者の間で広く認識されているような場合、つまり商品の形態と商品が結びついているような「著名商品」の場合は、それをコピーする行為は、消費者に商品の出所を誤解させたり、混同させたりすることになり、不正競争防止法2条1項1号では、「混同惹起行為」である不正競争行為であるとしてBの販売を差し止め、損害賠償等を請求できる可能性があります。但し、本件の場合、そこまでこのブラシが世間に周知されているとは窺えませんので、これにあたることは難しいでしょう。

次に、本件のような意匠登録もなく、商品の形態がそこまで世間に周知されていないような場合には、不正競争防止法第2条第1項第3号「デッドコピー」の作成という違反にあたる可能性があります。

法は、「他人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く)の形態を模倣した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのため展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」を禁止しています。

「商品の形態」とは、「商品の形」、「デザイン」のことをいいます。「模倣」とはいわゆる「デッドコピー」のことをいい、先行者の成果を完全に模倣して、何らの改変を加えることのないことをいいます。実質的に同一性を失わない程度のわずかな改変を加えたにすぎない場合も「デッドコピー」に含まれます。

不正競争防止法では、最初に販売された日から起算して3年以内に模倣する行為のみを規制の対象としていることも注意を要します。

以上のような不正競争防止法の違反が認められると、違反行為・侵害行為を差止めたり、損害賠償請求（一般の損害賠償より被害者にとって立証が容易になります）の請求、違法な商品の廃棄、信用回復措置などが可能となります。

### 《原因・留意点》

重要な商品であれば、まずに事前に意匠登録等、法律的な保護ができないかを検討することが必要でしょう。また、登録の有無に関係なく、日頃から自社のコピー商品の動向にも注意して、早急な対処ができるようにしておくことが大切です。

## 事例 2 1 : 自社の秘密情報・重要情報をどのように守るか (秘密情報の保護)

### 《相談内容》

A社は、B社から特殊な製造機械の開発の委託について打診を受けました。A社は試作品を作り、設計図とともにB社に見せたところ、その後B社が、無断でそれと同一の製品をB社の商品として製作・販売していることが判明しました。これをやめさせることはできないでしょうか。

### 《下請かけこみ寺アドバイス内容》

A社としてこのアイデア・技術が他社に無断利用されるのが困る場合には、このアイデアをB社に提案する際に、これらを勝手にB社自らのために利用したり、他社に利用させたりしないという、いわゆる秘密保持する義務を負わせる「秘密保持契約」が必要です。試作品や設計図をB社に見せるにあたって、これについての秘密保持契約書を交わすことです。

また、法律上、不正競争防止法による保護を受けることもできますが、これには一定の条件を満たす必要があります。

具体的には、秘密として保護しようとする情報が、営業上又は技術上の情報であること（有用性）、その情報が刊行物やホームページ等に記載されておらず一般には知りえないものであること（非公知性）、その情報が適切に管理されていること（秘密管理性）が必要です。

秘密管理性を満たすには、営業秘密を他の情報と区分した上で、情報にアクセスできる者を制限し、情報委アクセスした者にそれが秘密であると認識できるようにすることが必要となります。

条件を満たし営業秘密とされる場合には、侵害者に対して秘密侵害行為の差止、秘密情報の媒体や製品の破壊、損害賠償（一般の損害賠償より被害者にとって有利な立証になっています）、名誉の回復などの法律的な請求が可能となります。

### 《原因・留意点》

企業にとっての大切なノウハウを保護するためには、「秘密保持契約」を結ぶことが必要です。さらに不正競争防止法による保護を受けるためには、秘密保持契約を結ぶだけでなく、重要な情報を選別したうえで、限られたものだけが当該情報にアクセスできるような管理体制を敷くことが必要です。

#### 4. 下請かけこみ寺一覧

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目2 経済センタービル 9階	011-232-2407
(財)21あおもり産業総合支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 7階	017-723-1040
(財)いわて産業振興センター	020-0852	盛岡市飯岡新田3-35-2 岩手県先端科学技術研究センター2階	019-631-3822
(公財)みやぎ産業振興機構	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター 3階	022-225-6636
(財)あきた企業活性化センター	010-8572	秋田市山王3-1-1 秋田県庁第2庁舎 2階	018-860-5623
(財)山形県企業振興公社	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラルビル 13階	023-647-0662
(公財)福島県産業振興センター	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま 6階	024-525-4077
(財)茨城県中小企業振興公社	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館 9階	029-224-5317
(財)栃木県産業振興センター	321-3224	宇都宮市刈沼町369-1 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2603
(財)群馬県産業支援機構	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 2階	027-255-6504
(財)埼玉県産業振興公社	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル 10階 私書箱84号	048-647-4086
(公財)千葉県産業振興センター	261-7123	千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト 23階	043-299-2654
(公財)東京都中小企業振興公社	101-0025	千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎内	03-3251-9390
(公財)神奈川産業振興センター	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル内	045-633-5200
(財)にいがた産業創造機構	950-0078	新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 9階	025-246-0056
(財)長野県中小企業振興センター	380-0928	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-227-5013
(公財)やまなし産業支援機構	400-0055	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨 3階	055-243-8037
(財)しずおか産業創造機構	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館 4階	054-273-4433

(財) あいち産業振興機構	450-0002	名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィングあいち(愛知県産業労働センター) 14・15階	052-715-3069
(財) 岐阜県産業経済振興センター	500-8505	岐阜市藪田南 5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館 10階	058-277-1092
(財) 三重県産業支援センター	514-0004	津市栄町 1-891 三重県合同ビル 5階	059-228-7283
(財) 富山県新世紀産業機構	930-0866	富山市高田 527 番地 情報ビル内	076-444-5622
(財) 石川県産業創出支援機構	920-8203	金沢市鞍月 2-20 石川県地場産業振興センター新館内	076-267-1219
(公財) ふくい産業支援センター	910-0296	坂井市丸岡町ソフトふくい 7-1-16 福井県産業情報センター内	0776-67-7426
(公財) 滋賀県産業支援プラザ	520-0806	大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 2階	077-511-1413
(公財) 京都産業 2 1	600-8813	京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内	075-315-8590
(財) 奈良県中小企業支援センター	630-8031	奈良市柏木町 129-1 なら産業活性化プラザ 3階	0742-36-8312
(財) 大阪産業振興機構	577-0011	東大阪市荒本北 1-4-17 クリエーションコア東大阪 北館 1階	06-6748-1144
(公財) ひょうご産業活性化センター	651-0096	神戸市中央区雲井通 5-3-1 サンパル 8階	078-230-8081
(公財) わかやま産業振興財団	640-8033	和歌山市本町 2-1 フォルテリゾマ 6階	073-432-3412
(財) 鳥取県産業振興機構	689-1112	鳥取市若葉台南 7-5-1	0857-52-3011
(公財) しまね産業振興財団	690-0816	松江市北陵町 1 番地 テクノークしまね内	0852-60-5114
(財) 岡山県産業振興財団	701-1221	岡山市北区芳賀 5301 テクノポート岡市内	086-286-9670
(公財) ひろしま産業振興機構	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ内	082-240-7704
(財) やまぐち産業振興財団	753-0077	山口市熊野町 1-10 NPYビル 10階	083-922-9926
(公財) とくしま産業振興機構	770-0902	徳島市西新町 2-5 徳島経済センター 3階	088-654-0101
(公財) かがわ産業支援財団	761-0301	高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2階	087-868-9904
(財) えひめ産業振興財団	791-1101	松山市久米窪田町 337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1102
(財) 高知県産業振興センター	781-5101	高知市布師田 3992-2 高知県中小企業会館 2階	088-845-6600

(財)福岡県中小企業振興センター	812-0016	福岡市博多区吉塚本町 9-15 福岡県中小企業振興センタービル 6 階	092-622-6680
(財)佐賀県地域産業支援センター	849-0932	佐賀市鍋島町八戸溝 114	0952-34-4416
(財)長崎県産業振興財団	850-0862	長崎市出島町 2-11 出島交流会館 7 階	095-820-8860
(財)くまもとテクノ産業財団	861-2202	上益城郡益城町田原 2081-10 熊本県テクノポリスセンター内	096-289-2437
(財)大分県産業創造機構	870-0037	大分市東春日町 17-20 ソフトパークセンタービル内	097-533-0220
(財)宮崎県産業支援財団	880-0303	宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2 宮崎県工業技術センター 2 階	0985-74-3850
(財)かごしま産業支援センター	892-0821	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 2 階	099-219-1274
(財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター 4 階	098-859-6237
(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部	104-0033	東京都中央区新川 2-1-9 石川ビル 2 階	03-5541-6655